

旧緊急時避難準備区域（広野町）に居住していたが、原発事故による避難生活の影響で心臓病及び糖尿病に罹患した申立人について、平成28年11月分までの生命身体的損害（通院慰謝料）等が賠償された事例。

1407

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

- (1) 損害項目 通院慰謝料  
(平成28年9月24日分、平成28年11月19日分)  
和解金額 8400円
- (2) 損害項目 通院交通費  
(平成28年9月24日分、平成28年11月19日分)  
和解金額 3万6696円
- (3) 損害項目 証明書取得費（平成29年7月4日発行分）  
和解金額 3万2400円

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金7万7496円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

(省略)

### 4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）・押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年7月3日

(仲介委員 栗原浩)